公益社団法人府中町シルバー人材センター正会員及び特別会員会費規程 平成22年5月28日制定 改正平成30年6月8日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人府中町シルバー人材センター定款第7条第1項に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

- 第2条 正会員及び特別会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。
  - (1) 会費は、年額3,000円とする。ただし、1月1日以降の新規入会者の会費は 1,500円とする。
  - (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回5月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に 使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成30年6月8日から施行する。

## 公益社団法人府中町シルバー人材センター賛助会員会費規程

平成22年5月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人府中町シルバー人材センター定款第7条第2項に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

- 第2条 賛助会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。
  - (1) 会費は、年額3,000円とする。
  - (2) 前号の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第3条 会費は、毎年1回5月末日までに納入するものとする。ただし、新規入会申込者は、理事会において入会を承認された後、1月以内に納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に 使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。